

令和4年度大鰐町一般会計補正予算（第4号）について

1 概要

大鰐町選挙管理委員会に対し、令和4年6月6日付け及び同13日付けで、当町議会議長から議員に2名の欠員が生じた旨の通知がありました。

それに伴い、公職選挙法第113条及び第34条の規定により、50日以内に補欠選挙を行う必要があることから、大鰐町議会議員補欠選挙を執行するための一般会計補正予算として10,898千円を専決処分しました。

なお、同補欠選挙の執行期日は、令和4年6月14日に開催される町選挙管理委員会にて決定されます。

補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ6,518,931千円となります。

2 専決処分日

令和4年6月13日（月）

3 補正予算の歳出

大鰐町議会議員補欠選挙費 10,898千円